

大和松山藩織田氏の廃絶に伴う 居館・侍屋敷地区の耕地化

土 平 博

- I. はじめに
 - (1) 問題の所在
 - (2) 松山城下町の概要と特殊性
- II. 居館・侍屋敷の撤去
- III. 居館・侍屋敷跡地の土地利用変化
 - (1) 居館・侍屋敷の配置
 - (2) 居館・侍屋敷跡地の耕地化
- IV. 居館・侍屋敷跡地の所有者構成
- V. むすびにかえて

I. はじめに

(1) 問題の所在

幕藩体制の初期では、多くの外様大名が転封や改易をされて、その代わりに徳川一門や譜代大名が入封した¹⁾。また収公された所領は、以後、幕府直轄領となった。この場合、城はこれまでの藩領の政治的中心としての機能を失っていった。とくに、城および城下町の構成要素の一つである侍屋敷は必要性を欠いた。そこには、その変容というテーマが見い出される。歴史地理学の立場から城下町の変容に着目した既往の研究は、形態的な変容系列を明らかにした矢守²⁾や、明治期では全国的なスケールで城下町の変容を捉えた藤岡³⁾、同期における城下町の土地利用と内部構造の変容について考察した金坂⁴⁾のものがある。

本稿では、前提のテーマに沿って近世の城下町における土地利用の変化に着目し、大和国松山藩（元

和元年以降の織田氏）の城下をとりあげる。織田氏の松山藩は大和国の宇陀郡一円を所領にもつ2万8,200石（99ヵ村）の藩であり、藩領の西端にあたる松山に拠点をおいていた。しかし、藩主と家臣との内紛⁵⁾によって元禄8（1695）年に改易となり、後に織田氏は丹波国柏原へ移されて、柏原藩を立藩した。松山藩領は織田氏のと、大名による入封はなく、幕府領直轄となった。

松山城下町についての研究で、桑原が「全盛時代の城下町機能を喪失してからの土地利用の変化を調べ、さらに近年における地目変化の動向も追跡したい⁶⁾」として、その後、近世前期の城下町と後期の在町という視点から絵図および地籍図を用いた景観的分析を行ったものがある⁷⁾。しかし、居館や侍屋敷地区における土地利用の変化については報告されていない⁸⁾。

そこで、織田氏の改易後、城下の変化が最も激しかったと思われる元禄8年から検地が行われた同15年まで、居館および侍屋敷が破却されていった経過をたどる。また、検地⁹⁾によって作成された検地帳を用いて、その跡地利用と土地所有を明らかにする。

(2) 松山城下町の概要と特殊性

奈良盆地よりも東南部に位置する宇陀郡は、中世の頃、「宇陀三将」¹⁰⁾と称された代表的な武士団によって支配されていた。なかでも、松山は秋山氏の支配下にあつて、宇陀郡内では最大規模の山城である阿紀山城¹¹⁾を中心に城下町が発達していた。阿紀山城

表1 織田氏の石高別家臣団構成(一部)

石高	人数	家 臣 名 と 職 名
1700	1	(1)生駒主水(家老)
1500	1	(2)生駒三左衛門(家老)
650	1	(3)田中五郎兵衛(年寄)
500	1	(4)津田内蔵助(侍大将)
400	2	(5)生駒彦左衛門(年寄), (6)中山助之進(年寄并用人頭)
350	2	(7)大野忠左衛門(年寄并用人頭), (8)三輪文左衛門(旗頭)
300	2	(9)岡野権右衛門(足軽大将), (10)田中半兵衛(馬廻り)
250	2	(11)永田伝左衛門(用人), (12)岡田十右衛門(用人)
200	12	(13)山田平右衛門(足軽大将), (14)瀧 又右衛門(足軽大将), (15)平山源右衛門(足軽大将), (16)水野九郎右衛門(用人), (17)片岡助左衛門(用人), (18)山口市良右衛門(用人), (19)沖 清兵衛(弓大将), 牧野六兵衛(弓大将), (20)磯野太郎右衛門, (21)田中六郎右衛門(馬廻り), (22)中川小左衛門(使者), (23)永田藤左衛門(使者)
150	8	(24)山室彦右衛門(用人), (25)九里八郎右衛門(弓大将), (26)磯野長左衛門(弓大将), (27)山田四郎右衛門(馬廻り), (28)吉村角兵衛(大納戸), (29)横井順庵(医者), 伊東元庵(医者), 井上立悦(医者)
130	1	(30)山脇治兵衛(馬廻り)
100	16	藤田六郎衛門(弓大将), 飯田半右衛門(目付), (31)矢野傳左衛門(目付), (32)早川権兵衛(馬廻り), (33)山口左助(馬廻り), (34)林 平兵衛(馬廻り), 渡邊九左衛門(馬廻り), 奥山喜内(馬廻り), (35)子守惣兵衛(代官並), (36)三宅太左衛門(宗旨奉行)(37)辻村惣左衛門, (38)浅井治良左衛門, (39)佐々茂左衛門, (40)田辺十郎右衛門, (41)猪野新兵衛, (42)平井要安

注)表内の番号は、図2内の番号と一致する。

「織田伊豆守殿家中知行覚」より筆者作成。

表2 居館および侍屋敷跡地の石高

村 名	屋 敷 高				菜 園 高							
	家中屋敷地之坪				和州宇陀郡石高附							
	石	斗	升	合	石	斗	升	合	石	斗	升	合
西山村	142	1	9	7	72	5	1	1	6		1	8
春日村	56	6	2	1	71	6	2	2	5	9	7	1
下竹村	22	4	9	7	19	4	1	9				
拾生村	9	6	5	4	12	6	2	7	8			4
中庄村	12		5	3	10	1	6	7	4	7		7
迫間村	4		1	7	6	4	2	6	1	8	8	3
岩室村	10	7	7	5	1	9	5	1		1	5	8
小附村									5	4	1	6

注)「和州宇陀郡石高附」は元禄15(1702)年の検地の際に竿入れによるもの。

「家中屋敷地坪之覚」,「和州宇陀郡石高附」より筆者作成。

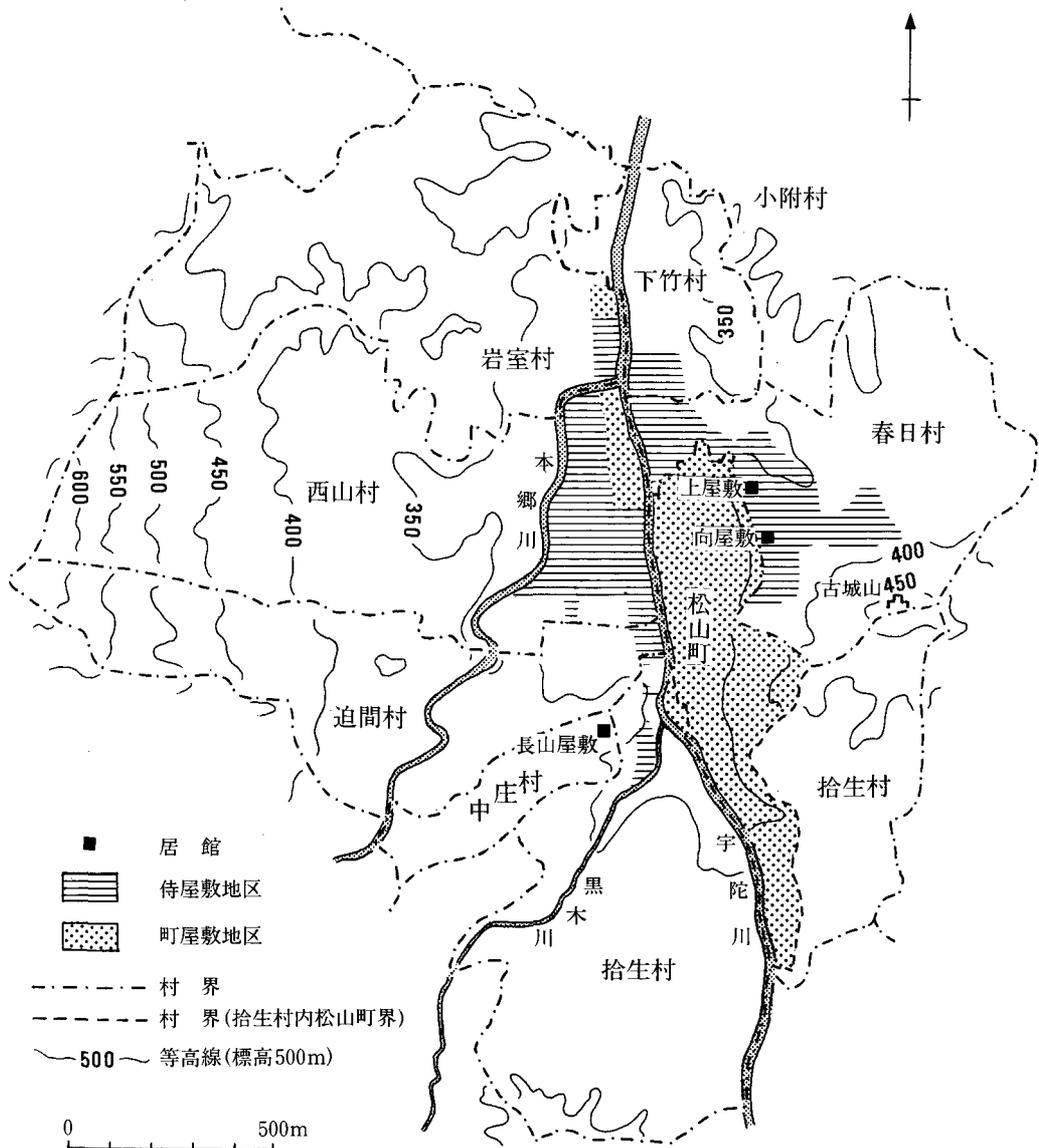


図1 松山城下町の位置

は、天正13(1585)年豊臣秀長の大和入封によって秋山氏が追放されるまで、その本城として、さらに、後に入封した福島氏が元和元(1615)年に改易されるまで存続した¹²⁾。その後、織田信雄が入封し、あらためて居館と侍屋敷地区を整備した。「織田伊豆守殿家中知行覚」¹³⁾から、一部の織田氏の家臣名とその石高がわかる(表1)。

次に、石高を指標として、居館と侍屋敷地区の範

囲を村単位にみておきたい。織田氏が松山を退いた元禄8(1695)年頃のものとして推測できる「家中屋敷地之坪」¹⁴⁾と、元禄15(1702)年の検地による石高を示す「和州宇陀郡石高附」¹⁵⁾を用いた(表2)。

両史料を比較すると、西山村では前者は142石1斗9升7合、後者は72石5斗1升1合、と前者がはるかに石高は高く、逆に、春日村では前者は56石6斗2升1合、後者は71石6斗2升2合と、後者の石高が前者を上回っ

ていて、この2村では石高にかなりの差がみられる。これは、各々の田畑を査定した時の等級が、元禄8年と同15年で違っていたために生じたものである。しかし、居館・侍屋敷地区が松山町周辺の7村という範囲に広がっていたことは、両史料で一致する。なかでも、西山村と春日村に占める面積は大きかったといえよう。

さらに、松山城下の範囲を図1のように示した。織田氏が支配していた頃には松山に城はなく、館が城の役割を果たしていた。このような居館は、初期には中庄村に築かれた。それに伴って、本郷川と宇陀川に挟まれ低平な場所に侍屋敷地区が整備された。後に、宇陀川の東側に居館が移されると、宇陀川の東岸に侍屋敷地区が形成された。居館の移転についてはIIで述べる。侍屋敷地区は、西山村をはじめ、迫間村・中庄村・拾生村の村域にまたがっていた（以後、宇陀川西岸地区とする）。また、宇陀川の東岸にあたる侍屋敷地区は、同川沿いの低平な場所から古城山麓まで広がっていた（以後、宇陀川東岸地区とする）。菜園畑は西山村、春日村、拾生村、中庄村、迫間村、岩室村、小附村の広範囲に散在していたようである。

桑原の指摘にもあるが¹⁶⁾、町屋地区にあたる松山町は、織田氏が入封する以前にかなり整備されていたようである。したがって、侍屋敷地区は、同町に接する村域を割いて整備されていったとみなすことができる。この形成時期の違いは、居館・侍屋敷地区が町屋地区を取り囲むという特異な城下町形態をもたらす要因になった¹⁷⁾。織田氏による松山城下町の整備は、新規に町屋を建設しようとしたものではなく、むしろ、町屋地区の位置を基準として、居館・侍屋敷を併設していったと考えることができよう。織田氏が松山を退いた後、周辺部に位置した居館および侍屋敷は撤去されて、町屋地区のみが在町として存続していった。

II. 居館・侍屋敷の撤去

元禄8（1695）年4月10日に織田氏は封地朱印状を受けて、転封地が丹波国柏原と決まった。同年5月19日には、宇陀請取役幕府代官小野半之助と金丸又左衛門が松山に入った。同年6月9日に津田内蔵助ら織田氏の家臣が屋敷の払いをすべて済ませ、柏原へ転居した。

残された屋敷は、春日村内の織田伊豆守居所（東西平均66間×南北平均72間余）と向屋敷（東西平均25間×南北37間）、中庄村内の長山古屋敷（東西60間×南北平均22間余）などの各居館をはじめ、侍屋敷61軒、小役人・足軽・小人居敷（長屋も含めて）114カ所であった¹⁸⁾。長山古屋敷は織田氏初期の居館で、長山屋敷とよばれたものである。3代藩主長頼の時に向屋敷が、さらに、織田伊豆守居所¹⁹⁾がそれぞれ新築された。織田伊豆守屋敷は上屋敷とよばれたものである。政治の拠点は長山屋敷から向屋敷、そして上屋敷へと移ったが、長山屋敷は前藩主の隠居の屋敷として使用されていた。したがって、3カ所の屋敷は、織田氏が柏原へ移封されるまで存続していた。

織田氏の家臣が転居した後、これらの空き屋敷を取り壊すために入札が行われた。「松山伊豆守様へ入札相済以後落札目録入札番付目録并御状寫」²⁰⁾によると、「一筆啓上仕候先達申上候通宇陀織田伊豆守居所建屋并侍小役人足軽家等建具畳諸石樹木共一式入札當月十五日より同廿一日迄京都大阪奈良其外當國在々より望之有五拾壱組參入札帳寫の見積いたし昨廿三日札披在候処落札都合三拾四貫六匁六分に和州十市郡八條村七兵衛と申者落札にて御座候」とある。入札者51人の中には、奈良のみならず、大阪や京都などのような遠方からの者もいたようである。

入札を行なった者のうち上位3人を、「織田伊豆守居所并侍小役人足軽家共御拂入札番付目録」²¹⁾からみることができる。1番札は和州十市郡八條村²²⁾七兵衛の34貫6匁6分とある。七兵衛と2番札の飯高村²³⁾半兵衛との差は4貫、3番札の黒崎村²⁴⁾喜三郎との差は約

7貫である。最下位にあたる51番札の者は銀8貫500目であり、七兵衛との差は約26貫もある。この大差は、屋敷の取り壊しのための入札があまりにも急がれていて、十分な見積りができていなかったことを思わせる。

落札した八條村七兵衛34貫6匁6分の内訳をみると、「織田伊豆守居所建屋立具疊諸石庭之植木共一色代拾貳貫廿七匁七分、同向屋敷長山古屋敷建家客家長屋建具諸石庭之植木共一色代三貫四拾八匁、同侍家拾八軒立具疊諸石樹木共一色代五貫貳百拾七匁、同侍家拾四軒立具疊諸石樹木共一色代、同侍家貳拾七軒同断八貫五百七拾匁、小役人家小人長屋足輕家百拾四軒貳貫八拾六匁五分」²⁹⁾とある。居館が全額の35%も占めており、高く見積もられている。逆に、小役人足輕等の長屋は低く見積もられている。

八条村七兵衛は、代官小野半之助と金丸又左衛門に対して、「和州宇陀郡松山屋形立具疊諸木共一式御拂に付右帳面の通入委細見積り代附仕入札差上申候私落札にて被仰付候日限少も無相違こぼち取可申候勿論壞方并引取申運送等の諸入用委細相考代附仕候萬一見積り違御座候而損銀御座候共不謂御訴訟少も申上間敷候自然相滞も御座候は、拙事に可被仰付候以上」²⁹⁾と入札帳に記している。建物の取り壊し以外に壊した諸材料の引き取り、運送、人足にかかる諸費用を合わせて見積りを行って、その代銀を支払っている。

建物取り壊しの入札が6月15～21日に行われ、同23日には落札した。そして、同29日には旧藩主の居館、侍屋敷、小役人・足輕・小人屋敷の取り壊しがはじまった。この一連の経過は短期間で行われており、注目すべきことである。なお、これは旧暦であって、季節的な点からみると、農地確保の目的により翌春の作付に間に合わせようとしたのかもしれないが、推測の域を出ない。

侍屋敷地区の建物が撤去されたのに対して、町屋地区の形態にはほとんど変化がなかった。この違いは、両地区における機能の差から生じたものである。

町屋地区は、織田氏が松山を退いた後も在町として存続し、宇陀地方の中心地として機能を保っていた²⁷⁾。

III. 居館・侍屋敷跡地の土地利用変化

(1) 居館・侍屋敷の配置

西山村では元禄11(1698)年の「大和国宇陀郡西山村之内織田伊豆守屋敷跡地押帳」²⁸⁾(以下、「地押帳」と略す)が残されている。この史料は、同15(1702)年の検地が行われる前に作成されたものである。

織田氏が支配していた各村では、文禄検地の石高に甲乙があったために、公平な石盛に改めた。これが、正保4(1647)年の地ならしであった。この地ならしを基礎として、松山藩の村々は免割を行って年貢を出していた。しかし、元禄8(1695)年に、松山の城請取りために現地に赴いた代官小野半之助、金丸又左衛門は、この地ならしについて勘定奉行に報告した。その結果、この地ならしによる徴税は問題があると判断がなされたようである。その後、同15(1698)年に旧松山藩領一円で検地が行われたが、すでに、居館・侍屋敷などは同8年に撤去されていた。土地利用の変化が激しかったこの地区に限って、当面の課税を目的とした「地押帳」が作成されたものと思われる。

この史料から侍屋敷撤去後の土地利用状況を知ることができる。ただし、西山村以外の村では、同年の史料は今のところ見あたらない。

また、旧藩領の各村では、元禄15(1702)年の検地によって同16(1703)年に検地帳が作成された。城下の範囲にあたる村の検地帳をあげておく。西山村には、検地帳の写しと推定できる「大和国宇陀郡西山村屋鋪跡御検地帳写」²⁹⁾(以下、「屋鋪跡検地帳写」と略す)、迫間村には「大和国宇陀郡迫間村御検地水帳」³⁰⁾、中庄村には「大和国宇陀郡中庄村御検地水帳」³¹⁾、春日村には「大和国宇陀郡春日村御検地水帳」³²⁾、「大和国宇陀郡春日村屋敷跡御検地帳写」³³⁾、下竹村には「大和国宇陀郡下竹村御検地水

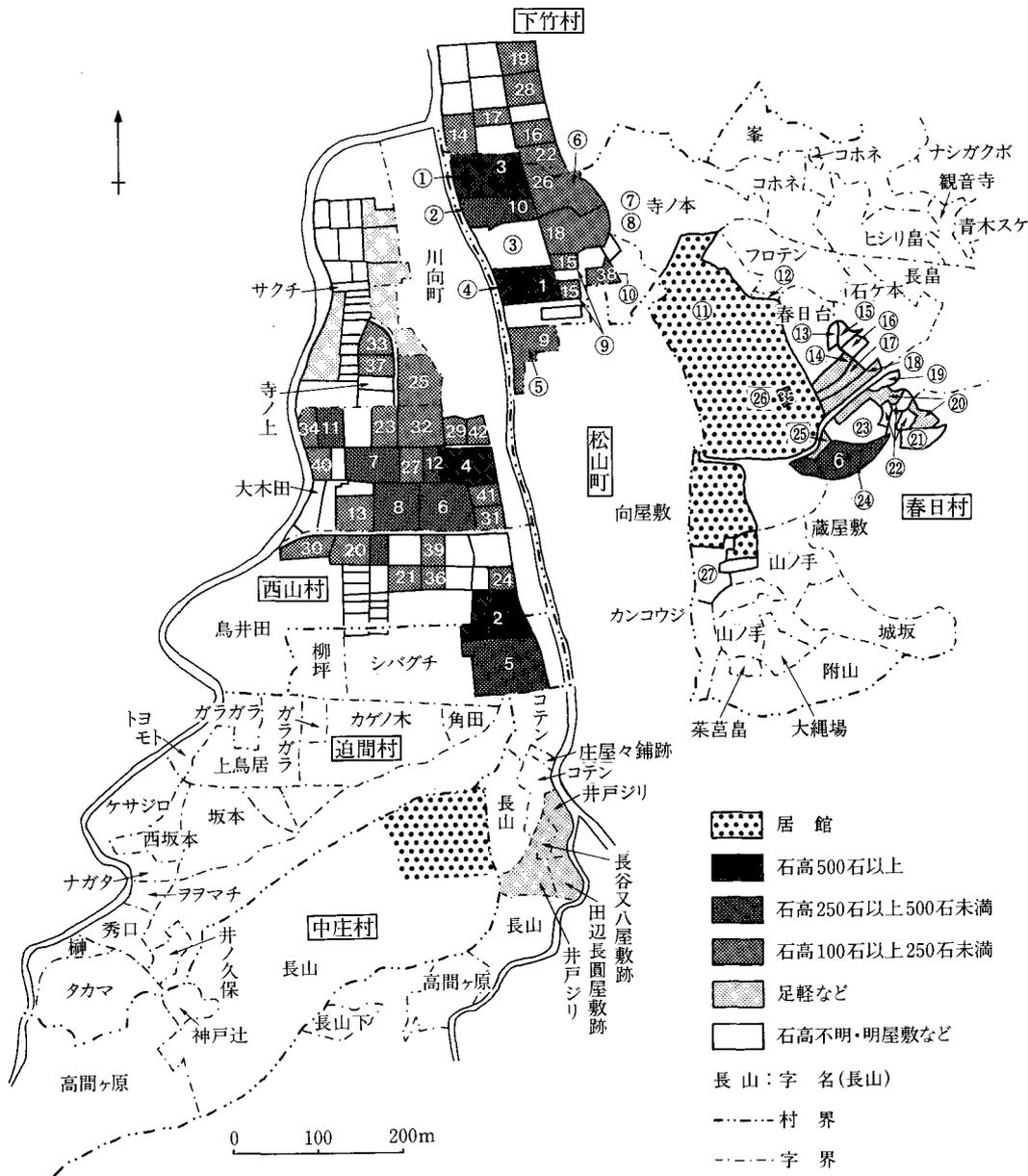


図2 松山城下の字名と侍屋敷配置

- | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|
| ①田中五郎平アト | ②田中半兵衛アト | ③生駒様目アト | ④生駒主水アト |
| ⑤岡野権右衛門アト | ⑥磯野長右衛門アト | ⑦山口市良右衛門アト | ⑧筵半右衛門アト |
| ⑨平山源右衛門アト | ⑩浅井治良右衛門アト | ⑪居所跡 | ⑫築山跡 |
| ⑬菅村勘六アト | ⑭小役人十二人長屋アト | ⑮田辺与四郎アト | ⑯林村勘六アト |
| ⑰小役人菜園跡 | ⑱小役人長屋跡 | ⑲横田甚平アト | ⑳小役人三人長屋アト |
| ㉑小檜山佐市衛門アト | ㉒川島幸助屋敷アト | ㉓三宅横右衛門アト | ㉔中山助之進屋敷アト |
| ㉕小役人三人長屋アト | ㉖子守宗兵衛アト | ㉗原田清右衛門アト | |

白ヌキ数字は、表1内の番号を示す。

「大宇陀町地籍図」、追間村・中庄村・下竹村・春日村・拾生村の各検地帳と西山村の屋敷跡検地帳写より筆者作成。

帳」³⁴⁾、拾生村には「大和国宇陀郡拾生村御検地水帳」³⁵⁾(松山町分も含まれている)が残されている。これらから、複数の村にまたがっていた侍屋敷地区の土地利用変化を同一年代で分析することができる。

各検地帳には、1筆ごとに「さくち」、「大木田」、「鳥井田」などの字名が記されているほかに、「生駒三左衛門屋敷跡」、「足軽老人長屋跡」、「伯孫左衛門屋敷跡菜園場」などの但し書が書き加えられている。これらの記載内容から、かつての屋敷主名や足軽屋敷数、菜園跡を知ることができ、絵図や地籍図を併用することによって屋敷配置の復原が可能である。

そこで、織田氏が松山を退転する直前の居館・侍屋敷地の配置を明らかにするために、各村の検地帳から復原図の作成を試みた(図2)。復原作業には、まず地籍図を用いた。大宇陀町役場には、明治23(1890)年作成の『実測全図』と昭和47~49(1972~74)年作成の『大宇陀町地籍図』がある。前者は、図の歪みが大きい。後者は、縮尺も正確で、図の歪みは小さい。そこで、前者の地筆界を確認しつつ、後者から地筆界を読みとって、2,500分の1国土基本図上で地筆界を復原した。そして、「和州宇陀松山町織田山城守様郭内外絵図」³⁶⁾および「宇陀松山略図」³⁷⁾から屋敷配置を確認しつつ、屋敷地界を重ねて入れた。両図の記載される屋敷配置を比較すると、内容の一致しない箇所があった。そこで、各村の検地帳の記載内容とより多く一致する後者を優先して、前者を補足的に用いることにした。

宇陀川東岸地区の春日村では、「田中五郎平アト」、「田中半兵衛アト」などのように、かつて侍屋敷地であったことを裏付ける字名が現在も残る。同村では、これらの字名と検地帳に記載される但し書を照合させていくことによって、侍屋敷地区の配置を復原した。

復原作業の結果、上中級クラスの侍屋敷の配置をほぼ復原することができた。また、長山屋敷は字「長山」の範囲にあるが、正確な位置を確定することはできなかった。ただし、中庄村字「長山」には、ほ

かに比べて、やや広く、特徴のある地筆界が存在する。おそらく、これが長山屋敷の存在した場所であろう。さらに、西側にも広がっていたものと推定できる。下級クラスの侍屋敷や数カ所に散在する同名の足軽長屋屋敷などは、字単位まで位置を明らかにすることができても、その字内で正確な屋敷配置を確定することは困難であった。

復原図から居館・屋敷地区・町屋地区の配置をみて、いくつかの注目すべき点を指摘しておく。宇陀川西岸地区の侍屋敷地区と中庄村の長山屋敷が分断されているのは、東西の延びる小高い丘が存在するからである。IIで述べたように、後に、向屋敷(字「向屋敷」)や上屋敷(字「居所跡」)の建設が行われたが、それと同時に宇陀川東岸の侍屋敷地区が整備された。こうして、居館や侍屋敷地区が町屋地区と接するようになった。

居館の移転によって、侍屋敷地区の屋敷配置にも特徴がみられる(表1, 図2)。宇陀川西岸地区では、はじめに建設された長山屋敷のすぐ北側に上・中級クラスの侍屋敷が整備され、長山屋敷より最も遠い位置、つまり宇陀川と本郷川が合流する付近では、下級クラス、足軽などの屋敷が配置された。一方、上屋敷が新築されることによって、宇陀川東岸地区の侍屋敷地区が整備され、とくに同川沿いに上・中級クラスの侍屋敷が配置されるようになった。この付近は平坦部であり、1軒あたりに広い面積を必要とする上・中級クラスの侍屋敷地としては好適な条件であったといえよう。

(2) 居館・侍屋敷跡地の耕地化

「地押帳」により、西山村における侍屋敷跡地の地目変化について集計すると、田地9反9畝19歩、畑地5町3反6畝29歩、総面積は6町3反6畝18歩で、石高144石6斗4升8合7夕、分米75石6斗4升である。畑地率が全体の84.3%にもなるが、逆に田地率はかなり低い。田地はすべて中田(10筆)、畑地は上畑4町4反9畝16歩(39筆)、中畑8反7畝13歩(8筆)に内別され

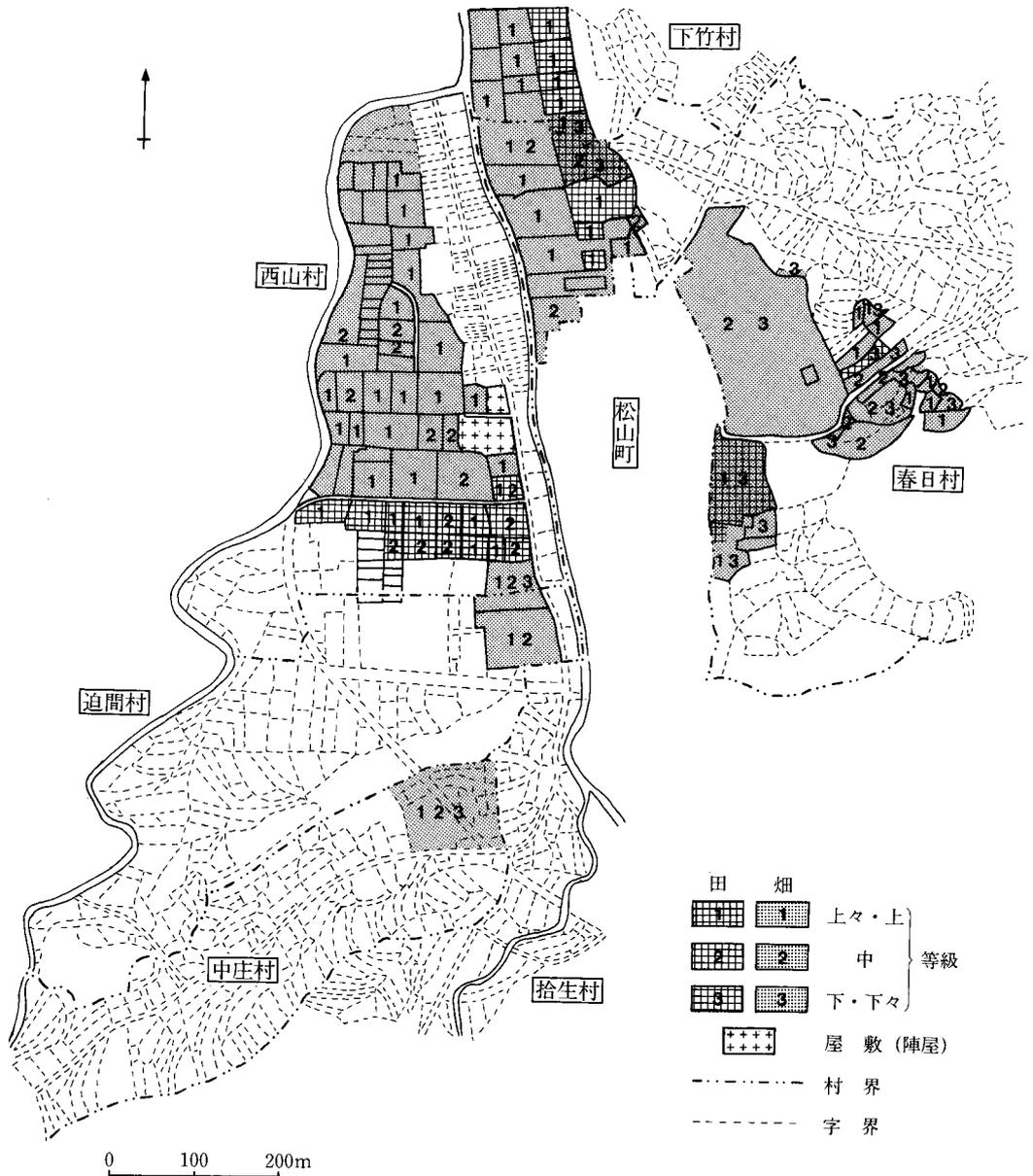


図3 侍屋敷跡地の土地利用変化

注) 等級の記載がない田畑は、史料の内容から1筆ごとの位置を確定することができなかったものである。したがって田畑の分類だけにとどめた。

「大宇陀町地籍図」、追間村・中庄村・下竹村・春日村・拾生村の各検地帳と西山村の屋敷跡検地帳より筆者作成。

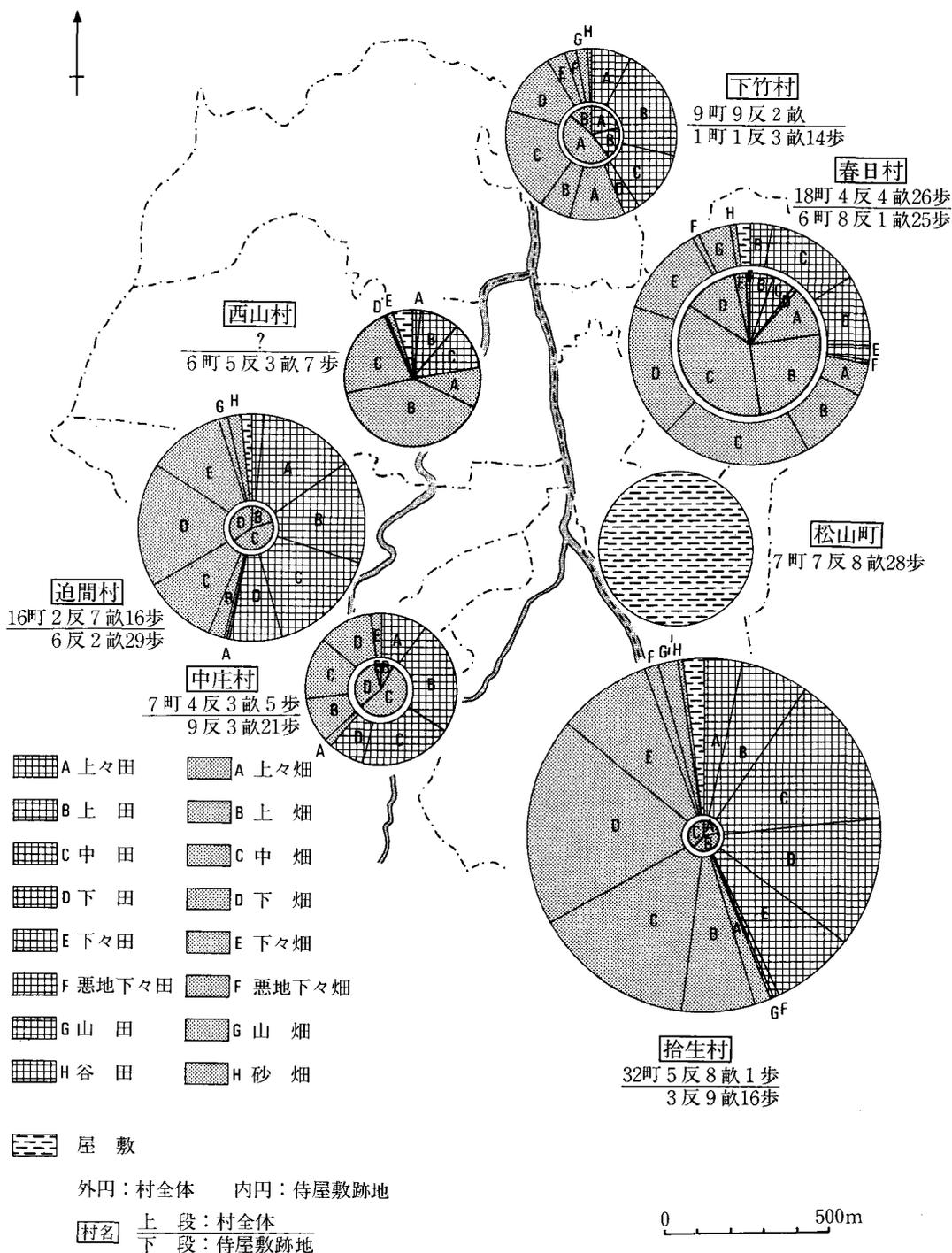


図4 侍屋敷跡地の面積と土地利用

注) 松山町は町屋敷分のみを示している。

「大宇陀町地籍図」, 追間村・中庄村・下竹村・春日村・拾生村の各検地帳と西山村の屋敷跡検地帳より筆者作成。

る。また、上畑と記載された畑地のうち、2反4畝5歩分は「御代官陣屋」と但し書がある。侍屋敷の撤去後、この地の等級区分は上畑とされたが、実際には代官の陣屋³⁹⁾が置かれていたことになる。この代官陣屋分を除いたとしても、畑地率はかなり高い。

「地押帳」と総面積の数値が異なる「屋敷跡検地帳写」を用いて、地目・筆数別に集計すると、上々田1反29歩（1筆）、上田5反9畝28歩（7筆）、中田7反2畝18歩（7筆）、上々畑6反4畝8歩（5筆）、上畑2町5反5畝17歩（29筆）、中畑1町4反5畝11歩（15筆）、下畑1町17歩（2筆）、下々畑1反3歩（6筆）、陣屋・屋敷3反2畝26歩（2筆）で、合計6町5反3畝7歩（74筆）となる。

III(1)で史料を検討したことも考慮すると、元禄11年の段階では侍屋敷跡地に限定した暫定的な地目調査を行ったかのように思われる。それに比べると、「屋敷跡検地帳写」では、分筆によって筆数が増加したり、田畑の等級区分が細かく見直されている。同15年の検地では、同11年よりも厳密な丈量によって地目・等級の設定を行ったとみなせる。

各村の検地帳を用いて、耕地化した状況を図3に示した。宇陀川西岸地区の西山村を字別にみると、「大きた」・「西川原」ではほとんどが畑地へ、「鳥井田」と「中川原」の一部では田地へという明瞭な違いがあらわれた。等級別でみると、「西川原」・「中川原」に下位の耕地が集中しているが、その他では、比較的上位の耕地が分布する。

宇陀川東岸地区の春日村を字別にみると、「磯野長右衛門屋敷跡」に中田、「平山源右衛門屋敷跡」に上田と中田、「山口市良左衛門屋敷跡」に上田のように、とくに、村内の西北部に等級の上・中位にあたる田地が卓越する。これに対して、「小役人十式人長屋跡」に下田、「小役人菜園場」に下田、「小役人三人長屋菜園跡」に中田、「向屋敷」に下田と、中・下位の田地がみられる。畑地では、「田中五郎兵衛屋敷跡」に上畑、「田中半兵衛屋敷跡」に上々畑と上畑、「生駒様月屋敷跡」に上々畑と上畑、「生駒主水屋敷

跡」に上々畑などのように、宇陀川沿いに上位の畑地が集中する。かつて侍屋敷地ではなかった場所にも上位の畑地がみられるが、これはきわめて少なく、逆に悪地下々畑、山畑など下位の畑地も多い。とくに、これらの下位の畑地は古城山々麓の傾斜部に多く存在した。

各村ごとに、検地帳から土地利用状況を集計すると、いくつかの特徴がみられる（図4）。迫間村・中庄村では、田地率が50%を上回るが、その他の村では畑地率の方が高い。侍屋敷跡地に限定してみると、迫間村、中庄村、拾生村ではすべて畑地であるほか、下竹村では60.3%、西山村では73.0%、春日村では88.5%と畑地の占める割合はかなり高い。

各村ごとに畑地を等級別でみると、西山村では上々畑・上畑、下竹村では上々畑・上畑、拾生村では上々畑と、上位の畑地の割合が高い。一方、田地では、中庄村・下竹村に上位の田地が多く、下位の田地は少ない。侍屋敷地区に限定すると、田地は春日村・下竹村・西山村のみにあり、しかも上位に位置づけられている。すべての村において、侍屋敷跡地は耕地に転用されて、中庄村を除くと比較的上位の等級に査定されたといえよう。

IV. 居館・侍屋敷跡地の所有者構成

村全体の土地所有の構成をとらえ、その上で、居館・侍屋敷跡地の所有者についてみていく。III(1)で扱った各村の検地帳を用いて、居館・侍屋敷跡地を含めた村全体の農地・屋敷の所有者およびその面積について集計し、表3を作成した。以下、各村の所有者に注目して特徴を述べる。

西山村全体における土地所有者の構成は、史料の欠如から不明である³⁹⁾。侍屋敷跡地にあたる6町5反3畝7歩はすべて新助の所有であった。

迫間村の所有者構成をみると、35人の個人所有者の合計14町5反5畝6歩、万法寺4反3畝27歩、神宮寺1町2反26歩、惣村地7畝6歩、蔵屋敷11歩に内別される。所有面積別に人数構成をみると、2町以上1人、

1町以上2町未満は2人、5反以上1町未満は8人、1反以上5反未満は14人、1反未満は10人となっている。市郎兵衛は6反2畝29歩（迫間村全体の3.9%）を所有していた。この耕地は、かつて2反6畝18歩分が生駒三左衛門屋敷跡、3反6畝10歩分が生駒彦左衛門屋敷跡であった。

中庄村の総面積は7町4反3畝5歩で、そのうち7町8畝14歩分は32人の個人所有者であった。所有面積別の人数構成を迫間村と比較すると、5反以上1町未満の者がわずかに2人だけで、4反未満の者が多い。中庄村内で土地を最も多く所有する九兵衛の面積は1町1反1畝9歩で、これは村全体の15.0%にあたる。次いで土地を多く所有する新助の面積は9反3畝21歩で、これは村全体の12.6%にあたる。新助の土地は、検地帳では字「長山耕地長山」と記載されていて、おそらく、長山屋敷の敷地であったと思われる。この位置を明らかにするためにも考古学的な調査結果を待ちたい。

宇陀川東岸地区にあたる春日村の総面積は18町4反4畝26歩である。その内訳をみると、17町9反7畝17歩分は29人の個人所有であり、その他に惣村地2反2畝、宮地1反4畝5歩、松山町の隠円寺9畝16歩、慶恩寺1畝18歩となっている。所有面積別に人数構成をみると、1町以上の者は4人、5反以上1町未満の者は6人、1反以上5反未満の者は5人、1反未満の者は14人である。新助は6町8反14歩分で春日村全体の37.0%にあたる土地を所有していたことになる。字名から判断すると、新助の所有する土地が侍屋敷跡地にあたる。

西山・中庄・春日各村の検地帳にあらわれる新助は同一人物である。この新助が所有する面積を合計すると13町2反6畝22歩という広大な面積となる。新助は「柏屋」という屋号をもち、西山村の侍屋敷の東側にあたる川向町⁴⁰⁾に屋敷をもっていた⁴¹⁾。しかし、史料の欠如から、川向町における屋敷地所有者の構成を明らかにすることができず、また、新助の屋敷面積も知り得ない。

下竹村の総面積は9町9反2畝で、すべて、甚左衛門

の所有である。そのうち、1町2反5畝14歩分が10区画の侍屋敷跡地にあたる。この甚左衛門は姓を山岡と称しており、同村のすべての土地を所有する大土地所有者であった。また、松山藩領内における9人の大庄屋⁴²⁾のうちの1人であり、近隣の迫間村、拾生村、中庄村、春日村、西山村を統括する地域の有力者であった。

拾生村の総面積は40町4反8畝18歩で、そのうち、拾生村分は32町5反8畝1歩となる。同村分は、個人134人の所有地、6寺院の寺地、惣村地に内別される。所有面積の上位者をみると、久八、所右衛門、七兵衛、庄左衛門の4人が1町以上の面積を所有していて、これらの合計面積は全体の15.2%にあたる。また、新助の所有する面積は9畝10歩で、他村における同人の所有面積と比較するときわめて少ない。字名から判断すると、旧侍屋敷地は他村のように同人が所有するのではなく、清兵衛、藤兵衛、長九郎の3人が所有したものと思われる。

以上から、耕地化された侍屋敷跡地が特定の有力者によって所有されていたことが明らかになった。

V. むすびにかえて

本稿で明らかになった点を整理しておきたい。

松山では、織田氏の居館・侍屋敷地区は町屋地区の周辺に隣接して整備されたために、前者が後者を取り囲むという特異な城下町形態が生まれた。元禄8年に織田氏が廃絶した後、家臣団は柏原へ転居したことで、居館・侍屋敷は空き屋敷となった。これらの屋敷は、代官陣屋として使われた2カ所を残して、すべて撤去されることになった。建物の撤去にあたっては、まず51人による入札が行われて、最も高額を提示した十市郡八條村七兵衛が落札した。家臣団が転居して、屋敷地内の建物などの取り壊しがはじまるまで、わずか20日という短い期間であった。

その後、松山に赴いた幕府代官から勘定奉行へ、松山藩領内における石高の不正、村界の不明明という点を指摘した報告が出た。これに応じて、幕府は

表3 松山城下周辺の各村に

迫 間 村						中 庄 村					
所有者名	面 積				%	所有者名	面 積				%
	町	反	畝	歩			町	反	畝	歩	
吉右衛門	2	6	1	19	16.1	九兵衛	1	1	1	9	15.0
与兵衛	1	3	5	19	8.3	新助		9	3	21	12.6
彦十郎	1			1	6.2	庄左衛門		5	3		7.1
左助		9	2	16	5.7	清兵衛		4	2	10	5.7
庄九郎		7	4	22	4.6	市右衛門		4		20	5.5
彦四郎		6	6	23	4.1	八右衛門		3	5	4	4.7
勘助		6	6	20	4.1	弥三郎		3	2	2	4.3
六兵衛		6	5	24	4.0	長右衛門		3	1	23	4.3
市郎兵衛		6	2	28	3.9	伊兵衛		2	4	19	3.3
伊左衛門		5	3	13	3.3	久五郎		2	2	8	3.0
長次郎		5		2	3.1	七郎兵衛		2		5	2.7
彦三郎		4	9	1	3.0	清三郎		2			2.7
又次郎		4	2	12	2.6	柳弁		1	7		2.3
吉助		4	2	5	2.6	庄九郎		1	4	26	2.0
源三郎		4	1	10	2.5	権三郎		1	3	23	1.9
与三郎		3	9		2.4	平三郎		1	3	17	1.8
六助		3	7	25	2.3	重次郎		1	3	6	1.8
庄左衛門		2	7	29	1.7	喜兵衛		1	2	4	1.6
甚七		2	6	14	1.6	忠兵衛		1	1	8	1.5
太郎右衛門		1	8	12	1.1	四郎右衛門		1	1	3	1.5
茂助		1	7	11	1.1	清左		1		15	1.4
与六		1	6	16	1.0	宗次郎			9	26	1.3
孫市郎		1	4	29	—	平兵衛			9	2	1.2
甚蔵		1		24	—	長四郎			7	18	1.0
孫十郎		1		3	—	八兵衛			6	4	—
吉兵衛			7	22	—	善六			5	29	—
三十郎			4	25	—	伊右衛門			5	28	—
源九郎後家			4	7	—	惣次郎			4	24	—
佐助			3	24	—	善左衛門			4	22	—
与助			2	14	—	源右衛門			4	15	—
亦次郎			2	11	—	市兵衛			2	27	—
庄蔵			1	20	—	彦兵衛			2	16	—
吉四郎			1	15	—	惣村地		3	4	21	4.7
善四郎				27	—						
彦市				15	—						
万法寺		4	3	27	2.7						
神宮寺	1	2		26	7.4						
惣村地			7	6	—						
蔵屋敷				11	—						
合 計	16	2	7	16	100	合 計	7	4	3	5	100
西 山 村						下 竹 村					
所有者名	面 積				%	所有者名	面 積				%
	町	反	畝	歩			町	反	畝	歩	
新助	6	5	3	7	?	甚左衛門	9	9	2		100
合 計			?		100	合 計	9	9	2		100

おける土地所有者の構成

春日村						拾生村					
所有者名	面積				%	所有者名	面積				%
	町	反	畝	歩			町	反	畝	歩	
新助	6	8	1	25	37.0	久八	1	3	7	27	4.2
左次兵衛	2	3	1	10	12.5	所右衛門	1	2	4	13	3.8
七助	1	1	4	26	6.2	七兵衛	1	2	1	8	3.7
助太夫	1		8	2	5.9	庄左衛門	1	1	3	10	3.5
庄左衛門		9	5	12	5.2	源次郎		9	9	25	3.1
次郎兵衛		9	4	9	5.1	長助		9	9	7	3.0
栄安		8	9	10	4.8	小八郎		9	4	9	2.9
伊兵衛		7	2	26	3.9	勘兵衛		9	3	10	2.8
孫七郎		7	1	26	3.9	清兵衛		8	4	16	2.6
長次郎		6	9	2	3.7	伊右衛門		7	5	22	2.3
弥兵衛		3	9	16	2.1	弥七		6	9	1	2.1
五四兵衛		3	4	9	1.9	市右衛門		6	8	23	2.1
勘助		2	9	8	1.6	喜三郎		6	7	29	2.1
弥三郎		1	5		—	長右衛門		6	6	12	2.0
今井村六郎五郎		1	1	4	—	伊兵衛		6	5	24	2.0
助五郎			6	15	—	三右衛門		6	3		1.9
仁助			5	5	—	五郎助		5	9	25	1.8
孫兵衛			5		—	市兵衛		5	7	16	1.7
孫三郎			4	2	—	宗次郎		5	7	16	1.7
善太郎			3	10	—	太郎右衛門		5	3	9	1.6
源蔵			3	8	—	吉右衛門		5	1	7	1.6
次郎右衛門			2	17	—	藤九郎		5		22	1.6
助九郎			2	11	—	喜右衛門		4	8	19	1.5
利兵衛			1	22	—	喜兵衛		4	8	17	1.5
弥五兵衛			1	16	—	仁兵衛		4	8	7	1.5
亦市			1	2	—	次郎作		4	8	3	1.5
彦兵衛				24	—	藤兵衛		4	0	25	1.3
市兵衛				16	—	善四郎		4	2	9	1.3
長三郎				12	—	茂平次		3	6	28	1.1
惣村地		2	2		1.2	八右衛門		3	7		1.1
宮		1	4	5	—	久次郎		3	5	29	1.1
隠円寺			9	16	—	与兵衛		3	5	9	1.1
慶恩寺			1	18	—	茂左衛門		3	4	21	1.1
						甚右衛門		3	2	22	1.0
						長九郎		3	1	22	1.0
						新助			9	10	—
						惣村地		4	4	9	1.4
合計	18	4	4	26	100	合計	32	5	8	1	100

注1) 西山村は旧侍屋敷地分のみを記載した。

2) 拾生村は総面積に対して1%以上の所有者のみ記載した。他に、個人所有者98人、寺院6寺がある。

3) 面積割合で1%未満のものは省略した。

4) 太字：新助(春日村、中庄村、西山村)分、甚左衛門(下竹村)分の内1町2反5畝13歩分、清兵衛・藤兵衛・長九郎(拾生村)分の内3反9畝16歩分が旧侍屋敷地、旧長山屋敷地、旧上屋敷地である。

中庄村、下竹村、春日村、下竹村、西山村(侍屋敷地跡のみ)各村の検地帳(いずれも元禄16年6月)より筆者作成。

元禄15(1702)年に検地を行った。さらに翌年には、検地帳が作成された。この検地帳によって居館・侍屋敷地区の跡地利用を分析すると、耕地化されたことが明らかとなった。なかでも、田地は限られた場所に一部みられるだけで、多くは畑地へと転用された。これは、奈良盆地と比べると、田地の少ない宇陀山地の特徴を示したものとえよう。また、居館や上・中級クラス侍屋敷は、平坦部に整然と配置されていたために、耕地へ転用する際には条件が良かったものと思われる。したがって、その跡地は上・中位の等級に査定されていた。

侍屋敷跡地は、町方に居住する者や村方の大庄屋のように、ごく限られた有力者に所有されていった。景観のみならず、土地所有者の構成も部分的に変化したといえよう。しかし、侍屋敷跡地が耕地化した際に、なぜ、それらが特定の者へ所有されていったのかという問題点が残る。さらに、元禄期におけるこの一連の過程が、町方や村方の社会構造にどのような影響を与えたのか、興味深い。それを明らかにするには、別のアプローチから分析する必要がある。今後の課題としたい。

(関西大学・院)

〔注〕

- 1) 藤野 保(1961):『幕藩体制史の研究——権力構造の確立と展開——』吉川弘文館, 171~218頁。
- 2) ①矢守一彦(1970):『都市プランの研究——変容系列と空間構成——』大明堂, 247~378頁。②同(1972):『城下町研究ノート』古今書院, 7~14頁。③同(1988):『城下町のかたち』筑摩書房, 85~104頁。
- 3) ①藤岡謙二郎編(1977):『現代都市の歴史地理学的分析』古今書院, 57~227頁。②同(1983):『城下町の変貌』柳原書店, 11~460頁。②には、とくに、日本の歴史都市と明治以後の変貌と題して、204~208頁に松山に関する分析が記載されている。
- 4) 金坂清則(1982):土地利用・内部構造の変容(豊田 武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建

都市第1巻』文一総合出版), 299~320頁。

- 5) 松山藩主4代信武の時、藩内で生駒三左衛門、田中五郎兵衛らと加賀衆との対立が表面化して、信武が生駒・田中両氏を成敗し、自らも自害したために松山藩はとりつぶされた。その後、信休が継ぎ、丹波国柏原に2万石が与えられて国替えになった。この一連の事件を「宇陀崩れ」という。
- 6) 花園史学会(1981):畿内周辺地帯における地域的特性の史的的研究——大和宇陀地方を中心として——, 花園史学, 1, 66~67頁。
- 7) ①桑原公徳(1987):近世前期の松山城下町と後期の松山在町の景観(花園大学文学部史学科編『畿内周辺の地域史象——大和宇陀地方——』), 81~117頁。②他に松山に関するものとして、千田稔(1993):松山(大和)(前掲3)②, 250~255頁がある。
- 8) 例えば、久武哲也(1983):人吉(前掲3)②, 420~437頁で、地籍図や絵図から侍屋敷地区を復元したのものがあるが、土地利用の変化については論じられていない。
- 9) 検地は、幕府の命によって宇陀近隣の高取藩が実施した。
- 10) 「宇陀三将」とは、中世において宇陀地方を支配していた沢, 芳野, 秋山の3氏をさす。
- 11) 現在の春日地区古城山に位置する。
- 12) 大宇陀町史編纂委員会編(1992)『新訂大宇陀町史』大宇陀町, 200頁。
- 13) 「大和国宇陀郡銘細記大和国宇陀郡御用中諸事覚」(迫間区有文書)(奈良県宇陀郡役所(1917)『奈良県宇陀郡史料 全』, 111~113頁に所収)。
- 14) 前掲13), 117頁。
- 15) 山岡武彦氏(下竹地区)所蔵。享保7(1722)年に改めた史料であるが、丈量は元禄15(1702)年である。
- 16) 前掲7)①, 83~88頁。
- 17) 織田氏が整備した松山は、城を中心として城下が広がったという典型的な城下町とはいえないが、それゆえ、織田氏及び家臣団の転居後、城下における構造の特殊性を導くことができる。
- 18) 前掲13), 96頁。
- 19) 織田伊豆守居所は貞享2(1685)年11月23日に完成し、織田長頼が同年同月26日に移った。
- 20) 前掲13), 160頁。

- 21) 前掲13), 162頁。
- 22) 現在の磯城郡田原本町に位置する。
- 23) 現在の橿原市に位置する。
- 24) 現在の桜井市に位置する。
- 25) 前掲13), 161頁。
- 26) 前掲13), 138頁。
- 27) 前掲7)①。
- 28) 山岡武彦氏(下竹地区)所蔵文書。
- 29) 前掲28)。
- 30) 原野圭司氏(岩室地区)所蔵文書。
- 31) 都司 領氏(上新地区)所蔵文書。
- 32) 佐々岡 伝氏(春日地区)所蔵文書。
- 33) 前掲28)。
- 34) 前掲28)。
- 35) 山辺義徳氏(上地区)所蔵文書。
- 36) 奈良県宇陀郡大宇陀町役場所蔵。
- 37) 奈良県宇陀郡役所(1917)『奈良県宇陀郡史料全』,折込図。
- 38) 前掲13), 119頁。代官小野半之助は旧生駒主水屋敷,同金丸又左衛門は旧津田内蔵屋敷をそれぞれ陣屋・屋敷としていた。
- 39) 西山村の史料は,侍屋敷地のみ記載のために、
- 旧来の農地や屋敷の詳細については不明である。
- 40) 松山町は上茶町・上本町・上中町・上町・中新町・上新町・拾生町・出新町・万町・拾生川原町・小出口町・下出口町・下中町・下本町・下茶町・川向町の総称であった。なお,川向町は行政区画の上では西山村に属した。
- 41) 山岡武彦氏(下竹地区)所蔵「和州宇陀郡御検地ニ付諸事」(元禄15年)による。
- 42) 松山藩領88カ村は山岡甚左衛門組(17カ村),山瀬治郎兵衛組(13カ村),笹岡五兵衛組(11カ村),笹岡善四郎組(9カ村),藤村彌十郎組(23カ村),的場新兵衛組(7カ村),野口與市郎組(5カ村),田合孫市組(8カ村),中子平右衛門組(5カ村)の,各大庄屋を中心とした組に分けられていた。

〔付記〕

調査の機会を与えてくださった野崎清孝先生(元奈良大学),小稿作成にあたりご指導いただいた高橋誠一先生(関西大学),史料の紹介・閲覧でお世話になった大宇陀町教育委員会の皆様へ感謝いたします。